

(文部科学省、農林水産省、
伊賀市、千曲市、岡崎市同時発表)

平成28年5月17日
都市局公園緑地・景観課

**三重県伊賀市・長野県千曲市・愛知県岡崎市の歴史的風致維持向上計画を認定
～主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付～**

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、史跡「上野城跡」の保存整備事業等を位置づけた三重県伊賀市、さらしなの里整備事業等を位置づけた長野県千曲市、岡崎城跡の発掘調査・整備事業等を位置づけた愛知県岡崎市の歴史的風致維持向上計画について、5月19日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定を行います。当日は、下記のとおり津島国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付致します。

歴史まちづくり法は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年に施行され、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる「歴史的風致」について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで法律上の特例や各種事業により歴史まちづくりを支援するものであり、三重県伊賀市、長野県千曲市及び愛知県岡崎市を認定し、計画認定数は56市町となります。（詳細は別紙参照）

記

1. 日 時 平成28年5月19日（木）13：15～
2. 場 所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階
津島国土交通大臣政務官室（千代田区霞が関2-1-3）

* 冒頭より認定証の手交までカメラ撮り可。認定式終了後に各市長へのぶら下がり取材が可能です。

* カメラ撮りをご希望の方は、13:00までに4階エレベーターホールにお集まりください。

【担当・問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 三井、酒井
TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32986) 03(5253)8954(直通)
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 石崎、佐々木
TEL：03(5253)4111(内線 2869, 2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水
TEL：03(3502)6004

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 28 年 5 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等53市町の計画を認定しています。

このたび、三重県伊賀市、長野県千曲市及び愛知県岡崎市の歴史的風致維持向上計画を5月19日に認定し、計画認定数は56市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

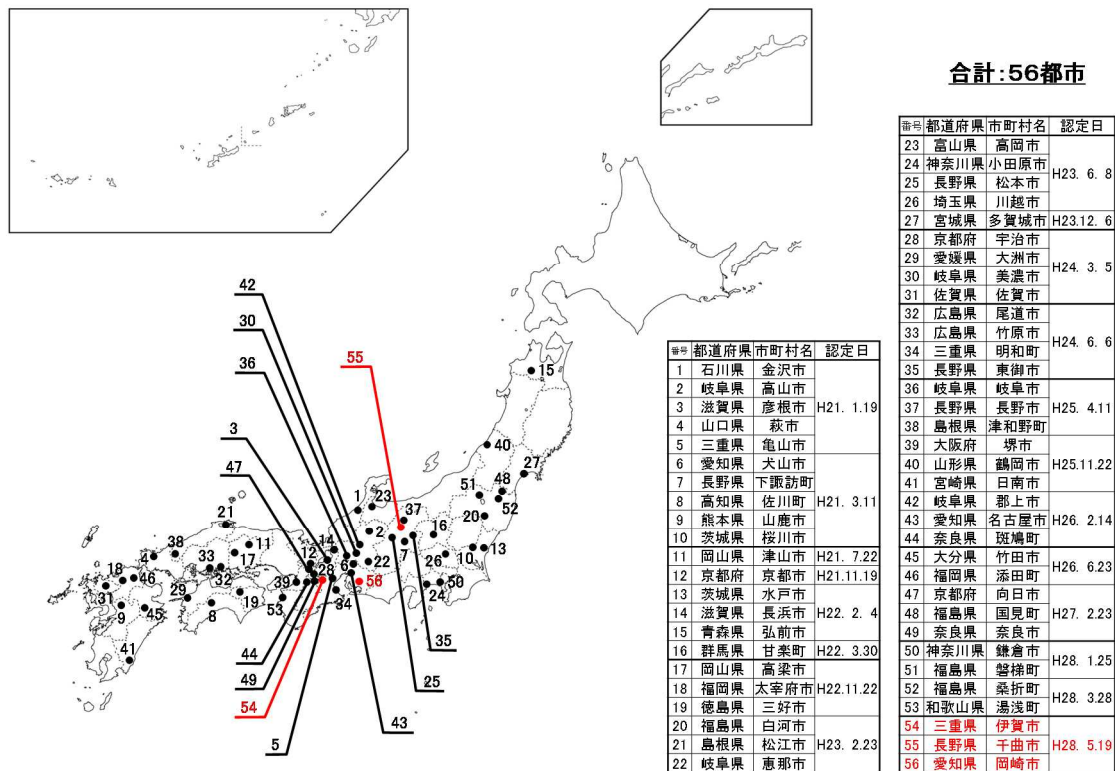


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

① 伊賀市歴史的風致維持向上計画（三重県伊賀市 認定申請日 H28. 3. 31）

史跡「上野城跡」や重要文化財「俳聖殿^{かんぼだいじ}」、「観菩提寺^{くわんしやうえ}」等と、上野天神祭や芭蕉顕彰・俳句文化、観菩提寺の修正会等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、上野城跡の保存整備や道路美装化、民俗文化財伝承・活用等が位置づけられています。



【上野天神祭】

② 千曲市歴史的風致維持向上計画（長野県千曲市 認定申請日 H28. 4. 28）

国選定「千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区^{いなりやま}」や名勝「姨捨^{おばすて}（田毎^{たごと}の月）」等と、稲荷山の祇園祭^{さらしな}や更級の名月・姨捨の棚田^{あめのみや}、雨宮の神事芸能等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的建造物の保存・活用やさらしなの里整備、歴史文化の発信事業等が位置づけられています。



【姨捨の棚田】

③ 岡崎市歴史的風致維持向上計画（愛知県岡崎市 認定申請日 H28. 4. 28）

重要文化財「大樹寺^{だいじゆじ}」、「滝山寺^{たきさんじ}」等と、徳川家康公の生誕の地としての顕彰活動や滝山寺鬼祭り、八丁味噌造り等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、岡崎城跡の発掘調査・整備、歴史的建造物の保存修理・修景、無形民俗文化財の調査支援等が位置づけられています。



【滝山寺鬼祭り】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置



①社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業)

○公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援

○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金
(都市公園等事業)

○地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援

○古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業)

○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援

○交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加

④集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

○集約型都市構造への転換促進に資する事業として、歴史的風致形成を促進する取組を支援

○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理、復元を補助対象に追加

⑤歴史的風致活用国際観光支援事業

○広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援

○案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象

● コアとなる国指定文化財等
▲ 歴史的風致形成建造物

重点区域

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)